

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（不動産等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00006 沿革（略） <u>平成26年3月12日 一部改正</u></p> <p>第1章 総則 第1条（略）</p> <p>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 第2条～第7条（略）</p> <p>（免責） 第8条 日本貿易保険は、<u>第20条第3項</u>に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。 一～三（略） 四 <u>第10条に規定する保険期間の開始日前に生じた事由による損失</u></p> <p>第9条（略）</p> <p>（保険期間） 第10条（略） <u><削除></u></p> <p>第3章（略）</p> <p>第4章 保険契約の無効、失効、解除又は解約 第19条～第20条（略）</p>	<p style="text-align: center;">海外投資（不動産等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00006 沿革（略）</p> <p>第1章 総則 第1条（略）</p> <p>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 第2条～第7条（略）</p> <p>（免責） 第8条 日本貿易保険は、<u>第10条第2項又は第20条第3項</u>に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。 一～三（略）</p> <p>第9条（略）</p> <p>（保険期間） 第10条（略） <u>2 日本貿易保険は、前項の期間が始まる前に生じた事由による損失をてん補する責めに任じない。</u></p> <p>第3章（略）</p> <p>第4章 保険契約の無効、失効、解除又は解約 第19条～第20条（略）</p>	

<p>(被保険投資の重大な変更)</p> <p>第 21 条 被保険者が被保険投資に関し、<u>海外投資保険手続細則（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00032。以下「手続細則」という。）</u>第 4 条及び別表 2 に定める重大な変更を行ったときは、当該変更の日から 1 月以内かつ保険期間内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 5 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 雑則 第 32 条～第 35 条 (略)</p> <p>(担保権の設定)</p> <p>第 36 条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的（<u>当該目的が不動産に関する権利又は設備に関する権利である場合には、当該権利の対象である不動産又は設備を含む。</u>）又は保険金請求権について<u>質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権</u>を設定しようとするときは、当該担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 37 条 (略)</p> <p>(手続事項)</p> <p>第 38 条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、<u>手続細則</u>に定める。</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。</p>	<p>(被保険投資の重大な変更)</p> <p>第 21 条 被保険者が被保険投資に関し、<u>運用規程</u>に定める重大な変更を行ったときは、当該変更の日から 1 月以内かつ保険期間内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 5 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 雑則 第 32 条～第 35 条 (略)</p> <p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第 36 条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について<u>質権又は譲渡担保</u>を設定しようとするときは、当該<u>質権又は譲渡担保権</u>の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 37 条 (略)</p> <p>(手続事項)</p> <p>第 38 条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、<u>海外投資保険手続細則（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00032）</u>に定める。</p> <p>第 39 条 (略)</p>	
---	--	--

